

「大阪維新プログラム(案)」による

「旅費制度見直し」と教職員旅費予算削減等の問題点について

2008年9月16日 大阪府立障害児学校教職員組合 執行委員会

はじめに

橋下知事は、大阪の「財政危機」を口実に「旅費制度の見直し」を強行し、教職員旅費予算を2007年度当初予算比で12%削減しました。これは、「財政再建プログラム試案」において、「事務費」の削減率をあらかじめ2割とし、「子どもと教職員に負担を押しつけたものです。これまでの大型開発優先の大阪府政の失敗を学校に押しつけ、「2割削減」の結論が先にある今回の削減決定に、合理的理由は全くありません。

教職員旅費予算を削減すれば、教育活動に重大な問題が生じます。そこで橋下知事および改革プロジェクトチームが目をつけたのが、「国内旅行の旅費における日当廃止」と「宿泊料の減額」等です。宿泊料における食費相当額を定めた条例はなく、宿泊料の削減額2,200円が朝食および夕食費相当である根拠は条例上示されていません。

今回の教職員旅費予算削減と「旅費制度の見直し」により、学校では必要な出張旅費の確保が困難になり、行事の中止や教職員の自己負担が大幅に増えるなど、教育現場に深刻な問題を引き起こしています。

1 「旅費制度見直し」の内容

大まかな内容は下表の通りです。これにより、修学旅行等に引率した場合、教員の自己負担が大幅に増えます。2泊3日の場合、これまでと比べて一人あたり宿泊費4,400円、日当6,600円の減額です。

2 「旅費制度見直し」の理由

旅費予算削減のために「旅費制度見直し」を強行した知事ですが、その理由等は知事および教育委員会の府議会答弁から整理すると次のようになります。

「条例が制定された昭和40年当時と比べ、社会・経済情勢は大きく変化し、日当支給に対して社会の批判が高まっている」、「食事代については、出張であるか否かにかかわらず、食事はとるものとの考え方から本人負担とすべき」、「府財政が危機的な状況の中で、『民間の視点』にたつて見直しをおこない、食事代を支給することとは府民の納得が得られない」。

3 泊行事における教員の勤務時間および手当について

制度上、教員は週40時間勤務であり、超過勤務は認められていません。残業手当も支給されていません。泊を伴う行事に参加する場合、週40時間勤務を原則に「勤務時間の割り振り」をおこないます。泊を伴う行事日にあらかじめ12時間の勤務日を割り振り、別の日に4時間の勤務日を割り振ります。これで週40時間勤務と府教委は考えています。12時間勤務を割り振った日の拘束時間は、休憩時間1時間を含んで8時半から21時半になります。しかし、1時間の休憩時間取得は不可能であり、拘束時間終了後、職務から解放されることもなく、制度的には大きな矛盾をかかえています。

泊を伴う行事に引率した場合、日額1,700円の「教員特殊業務手当」が支給されます。

4 「旅費制度の見直し」の問題点

労使合意を得ていない問題点の他に、泊を伴う行事の「勤務実態」「日当の使途」、「削減・廃止理由」から整理すると次のことがあげられます。

(1) 勤務実態からの問題点

引率を伴う出張と伴わない出張は根本的に違います。引率を伴う出張は休憩時間が保障されず、勤務時間外に出張先を離れることはもちろん、自由に食事をとることも保障されていません。

教員の場合、引率を伴う出張が始まれば、それが終了するまでの間、連続勤務が求められます。それは児童生徒の安全を確保しながら、教育活動を計画にもとづき、臨機応変の対応・判断も織り交せながら遂行し、なおかつ子

どもたちへの適切な指導が求められる職務内容および不十分な教員配置数に由来します。

このような実態から、児童生徒の引率を伴う出張と伴わない出張を同等に扱うことは、合理性に欠ける不当な内容と言えます。

(2) 「日当の使途」実態からの問題点

府障教調査によれば、昨年度の泊を伴う行事における日当の使途は、昼食代、宿泊料の不足分補填、施設入場料および乗り物代、雑費(保険料、消耗品の購入、宅急便代、旅行者手数料、電話代など)に大別できます。これは、いずれも泊を伴う行事実施の必要経費であることは府民的にも明らかです。

本来であれば、府教委が条例に基づく旅費の「上方調整」をおこない、入場料や乗り物代などは「使用料」として必要な予算を各校に配当すべきです。しかし、府教委はこれまで旅費の「上方調整」をほとんど認めず、「使用料」の不足も教員負担に転嫁する姿勢をとり続けてきました。

泊を伴う行事の必要経費は、府教委が責任を持って措置すべきです。

* 「旅費調整」とは

旅費に関する条例に「旅費の調整」(42条)が規定されています。条例の規定による旅費で旅行することが困難な場合、人事委員会と協議の上、定める旅費を支給できるとあり、「旅費の増額」ができます。しかし、学校に配当されている旅費予算の追加は自動的にはおこなわれません。

(3) 削減・廃止理由の問題点

橋下知事は、「府民の視点」「民間の感覚」を「旅費制度見直し」の理由にしています。「これらはいずれもまったく根拠のない言いがかりと言えるものです。

泊を伴う行事における教員の勤務実態はすでに述べたとおりです。「民間」において、休憩時間や睡眠時間の確保さえ困難な状況下で勤務を継続することは考えられません。その上、一切の時間外勤務手当が支給されないことなど通常あり得ません。また、職務遂行に伴い、自らの手当等より必要経費を捻出しなければならぬ実態も通常あり得ないことです。「民間」ではありえない実態を放置しながら、旅費予算削減のために「旅費制度見直し」を強行し、その理由に「民間の感覚」を持ち出すことは、削減理由として成り立ちません。

5 教職員旅費予算削減で生じている問題点

「旅費制度見直し」で教職員に負担が強いられる以外に、教職員旅費予算そのものが削減されているために様々な問題が生じています。府障教の調査でも、すでに6校で泊を伴う行事を中止し、行き先や引率人数を削減した学校もあります。その他に、家庭訪問の人数を減らし、児童・生徒の訓練見学や、研修関係の出張の自粛がおこなわれています。また、いくつかの学校で来年度の泊を伴う行事の中止や変更が迫られる事態が生じています。

6 府障教がかかえる要求

教職員旅費削減を撤回し、必要な旅費予算を確保すること。

教職員旅費制度改善を撤回すること。

泊を伴う行事の経費について、すべて公費でまかなえるように予算措置をおこなうこと。

教員特殊業務手当を増額すること。

7 撤回にむけた府障教 当面のとりくみ

府教委との折衝を強化します。

府労組連秋季年末闘争と結合し、直接請願行動にとりくみます。

管理職に改善内容の説明を求めるとともに、教職員旅費制度改善撤回の上申を求めます。

父母・全教職員を対象に、「子どもと教育に関わる緊急署名」(集約9月末)にとりくみます。

府PTA協議会会長、府支援学校校長会との懇談をおこないます。